

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
◇重点施策						
(1)東日本大震災の被災者への自死対策を推進する						
1	みやぎ心のケアセンター	被災者支援として、公益社団法人宮城県精神保健福祉協会が行う被災者の心的外傷後ストレス障害(PTSD)、うつ病、アルコール依存症、自死等の心の問題に対応するための相談支援、普及啓発、支援者支援、人材育成等に助成を行いケア活動の拡充を図る。	被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。	障害福祉課	●	
2	子どもの心のケア地域拠点事業	みやぎ心のケアセンターに、相談事業、専門職派遣事業、研修事業などの事業を委託し、子どもとその保護者、子どもの支援者に対する支援を行う。	各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室	●	
3	精神障害者アウトリーチ事業	震災により精神症状を呈している者や、精神疾患を有しているが未治療中の者、医療中断者等、自らの意志では受診できず、日常生活に危機を生じている精神障害者に対して、専門職(医師、看護師、心理職、精神保健福祉士等)によるアウトリーチ(訪問)を実施し、医療及び福祉の包括的な支援を実施する。	各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。	障害福祉課	●	
4	震災遺児家庭等支援事業	震災遺児家庭が子育て等に関する悩みや不安について意見交換を行い、相談し合う場を設けることによって、震災遺児家庭の生活意欲等の向上を図った。また、アンケート調査を実施し、震災遺児家庭の支援ニーズの調査を行った。	地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、遺児等に関する相談体制を充実する。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室		
5	宮城県サポートセンター支援事務所の運営他	被災者が安心して生活できるよう、地域の支え合い活動の立ち上げ支援や、応急仮設住宅等へのサポートセンターの設置・運営、避難所等における福祉的ケアの実施・相談・生活支援等を行う。	国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。	長寿社会政策課	●	
6	生活支援相談員等による見守り他	被災者の孤立を防ぎ、住民参加による社会的包摂の仕組みをつくることを通じて住民同士の支え合いによる地域福祉を推進する。	国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。	社会福祉課	●	
7	災害公営住宅入居者健康調査事業	災害公営住宅入居者の健康状態を把握し、支援が必要な被災者(要フォロー者)を各種支援に結びつけるとともに、調査結果を施策展開の基礎資料とする。	東日本大震災における被災者の心の健康状態や自死の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。	健康推進課	●	
8	みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	市町村が学校外に設置・運営する「みやぎ子どもの心のケアハウス」(以下、ケアハウスという。)は、心のケアスーパーバイザーを配置し、教育相談窓口として主に心のケアを行う「心サポート機能」、早期学校復帰を図るための支援を行う「適応サポート機能」、学校に登校できない児童生徒の学習支援を中心とした「学びサポート機能」の3機能を複合的に行う。県では、本事業により、ケアハウスの体制整備を支援する。	東日本大震災に起因する心の問題等により、学校生活に困難がある児童生徒、社会的自立が必要な児童生徒へのきめ細かな心のケアを実施する。	義務教育課	●	
9	被災児童生徒へのカウンセリング担当教職員を配置する私立学校への経費の補助	学校法人が設置する私立学校等におけるスクールカウンセラー等の派遣計画、雇用、出勤管理、その他(県内の学校法人又は私学団体に委託)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	私学・公益法人課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(2)健康問題による自死対策を推進する						
1	みやぎ21健康プラン推進事業	地域における心の健康の保持・増進のため、市町村や職域と連携を図る。ストレスへの対処方法等も含めた内容の出前講座等の保健所での実施や、広報誌、インターネット、マスメディアによる情報発信など健康づくり施策を推進する。	ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を進める。	健康推進課	●	
2	メタボリックシンドローム対策戦略事業	働き盛り世代を主な対象とし、心の健康も含めた健康づくりを推進するため、各圏域で市町村、教育機関、医療保険者、職域、関係団体等との連携による地域課題の共有や、取組の実施方法や評価方法の検討を行う企画・評価会議を設置し、取り組みの推進を図る。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、健康経営の普及促進等を実施する。	健康推進課	●	
3	スマートみやぎプロジェクト	メタボリックシンドローム該当者・予備群が8年連続で全国ワースト3位以内にあるなどの本県の健康課題改善のため、スマートみやぎ健民会議を核とした県民運動による健康づくりの機運醸成を図る。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。	健康推進課	●	
4	働く人の健康づくり推進プラス事業	みやぎのスマートアクション「あと、1日、15分(1,500歩)歩こう」「減塩！あと3g」を具現化するため、働き盛り世代(青・壮年期)を中心的なターゲットに各種事業を実施する。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。	健康推進課	●	
5	地域統括がん相談事業	地域統括相談支援センターを公益財団法人宮城県対がん協会内に設置 1相談事業 電話、面接、FAX、メールによる療養、日常生活上の悩みや不安等の様々な分野に関する相談業務を行う。 2患者会支援、ピアサポート育成 患者会等への支援を行うとともに、患者同士が支援しあえる「ピア・サポーター」の育成等、がん患者に対する支援機能の充実を図る。	がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。	健康推進課		
6	がん診療機能強化事業	1 がん診療連携拠点病院機能強化事業 がん診療連携拠点病院の機能強化を図る。 2 がん診療機能促進事業 がん診療機能の充実を図るため、各地域のがん診療の中核的病院に対し、相談支援機能等の充実を支援する。	がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。	健康推進課		
7	がん教育事業	1 児童・生徒に対する出前授業 小中学校向けに児童・生徒を対象に、がんに関する正しい知識やがん予防についての普及啓発を行うための出前授業を実施。 2 若年女性に対する普及啓発 女性の健康課題やがんに関する正しい知識とこれらの予防、がん検診の重要性等に関する知識の普及啓発を図るため、県内の大学や専門学校等において、女子学生等を対象とした講演会等を実施。	児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自死対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。	健康推進課		
8	周産期医療施設における妊産婦のメンタルヘルスケア	周産期母子医療センターへの臨床心理技術者の配置や精神科医療との連携を図り妊娠期からのメンタルヘルスケアを行い産後うつを予防する。妊産婦が妊娠・出産・育児に対する不安を相談できる体制をつくり、妊産婦の自死及びひこどもへの虐待防止を図る。	産後うつを予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。	医療政策課		
9	女性相談員設置事業／女性相談員技術研修会	①女性相談センター及び保健福祉事務所等におけるDVほか女性を取り巻く様々な問題に係る面接・電話相談。(夜間・休日DV電話相談事業については民間委託) ②女性の支援に携わる相談員等のスキルアップを図るための研修の実施	困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室(女性相談センター)		
10	乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業	①生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。 ②子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対する子育て経験者等による育児・家事の援助	「乳児家庭全戸訪問事業」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつを予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
11	難病相談支援センター事業	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として「宮城県難病相談支援センター」を設置し、相談支援、講演・研修会の開催、患者・家族等交流支援、情報提供等を実施する。	原因が不明で治療方法の確立していない、いわゆる「難病」に悩む患者、家族に対する相談窓口を設置し、適切な支援に結びつける。	疾病・感染症対策室		
12	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	自死の危険性の高い人の早期発見と早期対応を図るため、最初に診療することの多い内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病等に関する専門的な研修を実施する。	かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自死リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自死対策や相談機関等の知識の普及を図る。	障害福祉課	●	
13	依存症相談・家族教室	依存問題は、当事者、家族からの自発的な相談に繋がりにくい特徴があり、家族が地域の中で孤立し、問題が深刻化するリスクがあるため、積極的に相談へと結びつける働きかけを行う。	うつ病以外の自死の危険因子であるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、関連法令に基づく取組も踏まえ、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、関係機関のネットワークの構築等を行う。	保健所、 精神保健福祉センター		
14	アルコール等依存症対策を行う団体への支援	地域生活支援事業を活用した「宮城県依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業費補助金」により、アルコール・薬物等の依存症問題に取り組む民間団体等の活動を補助する。	うつ病以外の自死の危険因子であるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、関連法令に基づく取組も踏まえ、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、関係機関のネットワークの構築等を行う。	障害福祉課		
15	メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックを年度内に2回実施する。また、メンタルヘルスセミナーを開催し、理解促進を図る。 併せて、精神健康管理医や職員健康相談室職員によるメンタル相談を実施する。	ストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。	職員厚生課	●	
16	みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する相談（配偶者やパートナーとの関係や職場等における様々なハラスメントなどの悩み）について、電話及び面接相談により適切な助言等を行う。複雑化・多様化する男女共同参画に関する諸問題について、誰でも安心して相談できる総合的な相談窓口を設置することにより、悩みを抱える相談者の支援を図る。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と連携し、施策を推進する。	共同参画社会推進課		
17	みやぎ男女共同参画相談室（LGBT（性的マイノリティ）相談）	性別や性自認、性的指向のことなど、LGBT（性的マイノリティ）の方やその家族など周囲の方の悩みに関する相談を受ける。性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として、差別的な扱いをされる人々が、安心して暮らせる社会の実現を図る。	性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談窓口を設置し、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。	共同参画社会推進課		
18	心の健康電話事業	環境の変化や複雑化などに伴い、ストレスなどによるうつ病等の精神疾患が増大しているため、県民の精神的健康の保持増進に努めるため相談窓口を設置した。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	精神保健福祉センター	●	
19	精神保健福祉等相談事業	・地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止を図るため、各保健所において精神保健福祉相談（所内相談、巡回相談、在宅精神障害者の訪問指導等）や普及啓発活動、集団支援、患者及び家族に対して個別の相談指導を行う。 ・心の健康に関する正しい知識の普及・啓発により早期相談・早期受診を促進し、うつ病等の精神疾患の悪化予防を図る。	精神保健福祉センター、保健所等における相談対応機能を向上させるとともに、地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。	保健所、 精神保健福祉センター	●	
20	災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備・人材育成	自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療及び精神保健福祉活動の支援を行うため、災害派遣医療チーム（DPAT）の体制を整備する。	被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備や人材育成の強化を早急に進める。	障害福祉課		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(3)勤務・経営問題による自死対策を推進する						
1	「過労死防止キャンペーン」の周知活動	「過労死防止キャンペーン」の普及啓発を図るため、市町村や、各地方振興事務所に対して、国や労働局から配布されたリーフレットや周知文を配布する。	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等の過労死等の防止のための対策を推進する。	雇用対策課		
2	「働き方改革計画」の周知活動	「働き方改革」の普及啓発を図るため、市町村や、各地方振興事務所に対して、国から配布された周知文やリーフレットを配布する。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、普及促進等を実施する。	雇用対策課		
3	労働相談	労働相談専用電話や面接により、労使双方の労働問題に対応するとともに、必要に応じて専門相談機関を紹介する。	調査研究等、啓発、相談体制の整備等を推進する。	宮城県労働委員会事務局	●	
4	労働実態調査の実施及び提供	県内全域の事業所規模10人以上の民間事業所を対象に、2,000事業所を無作為に抽出し、郵送により調査する。取りまとめ後、ホームページで公表する。 県内の民間事業所における賃金・労働時間・就業援助制度等、労働条件に関する基本的事項を調査し、事業所及び行政運営の基礎資料とする。	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等を推進する。	雇用対策課		
5	「労働相談Q&A」作成及び運用	本庁及び地方の労働相談担当職員の手引きとするため、よく寄せられる相談をまとめたマニュアル（「労働相談Q&A」）を作成する。労働相談に適切に対処できるようにするため、また、新しく相談業務に携わる職員にも、参考になるように作成する。	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等を推進する。	宮城県労働委員会事務局		
6	教職員のメンタルヘルス対策	セルフケア、ラインケアにつなげるため管理職や一般教職員にメンタルヘルス研修会を行う。毎月定期的に相談日を設け、教職員のこころのケアのための個別相談を実施するメンタルヘルスのサポートを行う。	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進してメンタル不調を予防する。	福利課	●	
(4)高齢者の自死対策を推進する						
1	介護人材確保推進事業	県内の介護関係団体、行政等により構成される宮城県介護人材確保協議会において、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」の3つの柱に基づき、介護人材の確保・養成・定着に向けた各種取組を検討・実施する。	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。	長寿社会政策課		
2	介護支援専門員資質向上事業	介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員の試験・登録・養成を行うとともに、定期的に専門的知識及び技術の向上を図り、ケアマネジメントの質を確保するため更新研修等を実施する。	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。	長寿社会政策課		
3	介護支援専門員等に対する研修	・高齢者や介護者等の自死防止・うつ予防を図るため、介護支援専門員等に対して、心の健康づくりや自死予防について研修を実施する。 ・介護予防事業を通じた地域住民の見守り、支え合い体制づくりを推進する。	介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自死対策に関する知識の普及を図る。	長寿社会政策課	●	
4	介護支援専門員支援体制強化事業	(1)地域で活動する主任介護支援専門員に対して、高度な専門性により指導・助言を行える人材の育成を行う。 (2)介護支援専門員の育成・支援のあり方及び支援体制の構築について広く有識者等から意見を聴取する。	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。	長寿社会政策課		
5	介護家族の身体的精神的負担の軽減に資する取組の推進	認知症高齢者等を介護している家族や支援者等からの様々な相談に応じ、適確な助言を行い、介護家族の身体的精神的負担の軽減に向けた取り組みを推進する。	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上など必要な支援の実施に努める。	長寿社会政策課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
6	宮城県サポートセンター支援事務所の運営 他	被災者が安心して生活できるよう、地域の支え 合い活動の立ち上げ支援や、応急仮設住宅等へ のサポートセンターの設置・運営、避難所等に おける福祉的ケアの実施・相談・生活支援等を行 なう。	国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被 災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人 権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引 き続き実施する。	長寿社会政策課	●	再掲
7	高齢者孤立防止推進事業	仮設住宅や災害公営住宅において、地域とのつ ながりが希薄となり孤立に陥ることを防止するた めの啓発を行う。	特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態に なることを予防することが、介護予防の観点から 必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って 生活できる地域づくりを推進することが重要である。	長寿社会政策課		
8	みやぎシニアカレッジ運営事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するととも に、県内各地の地域活動の推進役となる人材を養 成するため、県内5カ所です「宮城いきいき学園」を 運営し、地域活動の振興を図る。(2学年制、1学 年定員各校40人)	特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態に なることを予防することが、介護予防の観点から 必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って 生活できる地域づくりを推進することが重要である。	長寿社会政策課		
9	民生委員・児童委員を対象とした研修	住民の見守りなど実施する民生委員・児童委員 に対して研修を実施し、自死のリスクの高い人の 早期発見・早期対応を図る。	住民主体の見守り活動を支援するため、民生委 員・児童委員等に対する心の健康づくりや自死 対策に関する施策についての研修を実施する。	社会福祉課	●	
10	高齢者虐待対策事業	高齢者の権利擁護(虐待対応等)相談窓口の機 能強化を図るとともに、高齢者が自分らしく安心 して暮らせる地域づくりを行う。	特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態に なることを予防することが、介護予防の観点から 必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って 生活できる地域づくりを推進することが重要である。	長寿社会政策課		
(5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する						
1	自立相談支援事業(自立相談支援センター の運営等)	生活困窮者自立支援法に基づき、県内3箇所の 自立相談支援センターを設置し、本人の状態に 応じた支援プランを作成の上、伴走型の支援を 実施する。	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援 事業において包括的な支援を行う。	社会福祉課		
2	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援 及び居場所提供	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮家 庭の子どもに対して、基礎学力の向上を目的と した学習支援及び心の安定を図るための居場所 の提供を行う。貧困の連鎖の防止を図る。	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯 の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習 支援事業を実施する。	社会福祉課		
3	「宮城県子どもの貧困対策計画」による推 進	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づ く「都道府県子どもの貧困対策計画」として、平成2 8年3月に「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定 し、子どもの貧困対策を総合的に推進する。計画 では、教育の支援、生活の支援等の5つの施策に 取組み、25の指標をもって実施状況・成果の確 認を行う。更に、「ひとり親家庭や児童養護施設入 所児童等に関する支援の創設・拡充」、「子ども の居場所」の整備や新たな施策の検討、「地域にお ける実態把握と連携体制の整備の推進」を進める。	貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が 自死のリスク要因となりにかねないため、子ども の貧困対策の推進に関する法律に基づき実施さ れる施策と自死対策との連携を深める。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室		
4	多重債務問題対策会議	多重債務問題への的確かつ効果的な対応を行 うため、行政や関係機関、団体による「宮城県 多重債務問題対策会議」を開催し、関係機関と 連携して多重債務で破綻した県民の生活再建 支援策を検討する。 (関係機関・団体等との連携体制の確保)	弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律 問題に関する専門家等について、地域の自死 対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に 資する情報提供等、関係団体に必要な支援 を行う。	消費生活・文化課	●	
5	県及び市町村相談担当職員等の相談対応 力の向上	研修会等により県及び市町村の消費生活相談 員等の資質の向上を図り、相談及び苦情に適切 かつ迅速に対応することにより、県民の消費 生活の安定と向上を図る。	消費生活センター、地方公共団体等の多重 債務相談窓口等の相談員に対し、地域の自 死対策やメンタルヘルスについての正しい 知識の普及を促進する。	消費生活・文化課		
6	民生委員・児童委員を対象とした研修	住民の見守りなど実施する民生委員・児童委員 に対して研修を実施し、自死のリスクの高い 人の早期発見・早期対応を図る。	住民主体の見守り活動を支援するため、民生 委員・児童委員等に対する心の健康づくり や自死対策に関する施策についての研修を 実施する。	社会福祉課	●	再掲

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
7	宮城県ひきこもり地域支援センター	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族などを支援することにより、本人の自立を推進し、本人及び家族などの福祉の向上及び居場所支援の充実を図る。今後は生活困窮者自立相談支援センターとの連携の強化を図っていく。	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を推進する。	精神保健福祉センター	●	
8	ひきこもり専門相談	ひきこもり状態にある者の自立等を図るため、ひきこもり地域支援センター及び保健福祉事務所に於いて、市町村、関係者、短台と連携し、本人や園家族に対して相談支援を行うとともに、関係職員の資質向上や地域住民などへの理解を深め地域体制を構築する。	精神保健福祉センターや保健所、児童相談所に於いて、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を行う。	保健福祉事務所(保健所)、精神保健福祉センター		
9	みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する相談(配偶者やパートナーとの関係や職場等における様々なハラスメントなどの悩み)について、電話及び面接相談により適切な助言等を行うもの。複雑化・多様化する男女共同参画に関する諸問題について、誰でも安心して相談できる総合的な相談窓口を設置することにより、悩みを抱える相談者の支援を図る。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と連携し、施策を推進する。	共同参画社会推進課		再掲
10	みやぎ男女共同参画相談室(LGBT(性的マイノリティ)相談)	性別や性自認、性的指向のことなど、LGBT(性的マイノリティ)の方やその家族など周囲の方の悩みに関する相談を受ける。性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として、差別的な扱いをされる人々が、安心して暮らせる社会の実現を図る。	性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談窓口を設置し、必要に応じて面接相談と同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。	共同参画社会推進課		再掲
11	「性暴力被害相談支援センター宮城」運営事業	性暴力の被害を受けた方やその家族に対し、専門的な研修を受けた相談員・支援員が、要望に応じた支援のコーディネートを行うため、性暴力相談支援センター宮城を設置・運営する。羞恥心や加害者からの報復を恐れる等の理由から警察への被害届出を行わない、潜在的な被害者の方に対しワンストップによる支援を行なう。	性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。	共同参画社会推進課		
12	性犯罪被害者への対応に関する研修、事情聴取能力等の向上	被害者支援への意識向上の啓発と専門的知識の習得に向けた研修会を開催し、性犯罪被害者の心情に配慮した事情聴取能力等の向上を図る。	性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害支援団体等関係機関と連携を強めるとともに、被害者支援への専門的知識の習得と被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。	県警本部 (捜査第一課)		
13	母子家庭等就業・自立支援センター事業／母子父子家庭等電話相談事業	ひとり親家庭の親及び寡婦の自立を促進するため、就業相談や就業情報の提供及び就業支援講習会等により一貫したサービスを実施する。利用しやすい日曜日等の電話相談事業。	地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口にて子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室		
14	生活支援相談員等による見守り他	被災者の孤立を防ぎ、住民参加による社会的包摂の仕組みをつくることを通じて住民同士の支え合いによる地域福祉を推進する。	国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。	社会福祉課	●	再掲
(6) 子ども・若者の自死対策を推進する						
1	24時間いじめ相談ダイヤル	学校不適応児童生徒と保護者に対する相談や、いじめ問題等に対する24時間電話相談を実施する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	高校教育課	●	
2	いじめや不登校等の24時間緊急電話相談	児童生徒のいじめや不登校等の相談を受ける24時間子供SOSダイヤル(文部科学省事業)にあった相談のうち、私立学校に関する相談で緊急を要するものについて、24時間連絡を受けられる体制を整備する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	私学・公益法人課	●	
3	いじめ110番電話相談の実施	いじめに遭いながら、学校に相談ができずにいる児童生徒や保護者を対象として、警察本部生活安全部少年課内に設置した相談電話により、相談を受け付けている。継続対応が必要な事案については、相談者の意向を汲んだ上で、関係警察署に事案を引き継いで対応を図っているほか、内容に応じて他機関を紹介するなどの対応をしている。	いじめなどの問題に関する電話相談体制を推進する。	県警本部(少年課)		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
4	登校支援ネットワーク連絡会議開催 他	不登校児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた多様な支援を行う。	不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を関係機関等と連携しながら推進するとともに、相談体制の充実を図る。	義務教育課		
5	不登校・発達支援相談室の設置及び教育相談	学校不応児童生徒と保護者に対する教育相談や、いじめ問題に対する24時間電話相談を実施する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	高校教育課	●	
6	公立小・中学校へのスクールカウンセラー派遣	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への支援、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関等関係機関・団体等との連絡調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行い、児童生徒の心のケアを行う。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など学校における相談体制の充実を図る。	義務教育課	●	
7	スクールカウンセラー配置(全県立高校)、スクールカウンセラー活用事業連絡会議	学校不応児童生徒と保護者に対する教育相談等を実施する。また、スクールカウンセラー活用事業に係る連絡会議において自死予防について講演を聞いたり、学校間の情報交換を行なう。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	高校教育課	●	
8	カウンセリング担当教職員を配置する私立学校への経費の補助	生徒指導に関連して、臨床心理士の資格を有する者又は国若しくは地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等で、専ら生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立の小学校、中学校又は高等学校に対し、その経費の一部を補助する。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	私学・公益法人課	●	
9	被災児童生徒へのカウンセリング担当教職員を配置する私立学校への経費の補助	学校法人が設置する私立学校等におけるスクールカウンセラー等の派遣計画、雇用、出勤管理、その他(県内の学校法人又は私学団体に委託)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	私学・公益法人課	●	再掲
10	県立特別支援学校外部専門家活用事業	県立特別支援学校において、児童生徒へのカウンセリングや教員の指導に対するアドバイス等を通じ、震災後の児童生徒に対するよりきめ細やかな教育環境を確立する。 ・県立特別支援学校外部専門家を派遣し、連携を図りながら、生徒や保護者及び教職員へのカウンセリングやアドバイスを、計画的、継続的に実施する。 ・事業担当者及び外部専門員との連絡会議を開催し、情報交換や研修等を行なう。	スクールカウンセラーや理学療法士等の専門家の派遣を進めるなど、学校における相談体制の充実を図り、自死対策にも資する教育環境づくりを進める。	特別支援教育課		
11	就学奨励費(特別支援教育就学奨励費)	特別支援学校へ就学する幼児、児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、支弁区分(保護者の属する世帯の収入額と必要額に応じて、3段階に区分される。)に応じて就学に必要な経費(教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費等)を援助する。	家庭の状況に応じた経済的な支援を行うことで、幼児・児童・生徒が安心して学習でき、自死対策にも資する教育環境づくりを進める。	特別支援教育課		
12	行きたくなる学校づくりの推進	新たな不登校やいじめを生まない根本的な未然防止の観点で学校の取組を見直し、行きたくなる学校づくりを推進する。	児童生徒が安心安全に生活できる学校づくりを目指し、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」を進める。	義務教育課		
13	人権教育指導者研修会	性的マイノリティーの現状と配慮の具体的内容等について理解を深め、児童生徒に対する性同一性障害や性的指向・性自認への理解や受容、思いやり等を育てる指導の在り方について話し合う。人権尊重の精神を基盤として、様々な偏見や差別をなくし、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成することを目指し、学校の中の性的マイノリティーの現状と配慮の具体的内容等について理解を深める。	性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。	義務教育課		
14	ネット被害未然防止対策啓発カード配布、ネットパトロール(県警との連携)	ネット被害未然防止対策啓発カードの配布をとおして、自死の現状や自死予防等に関する知識の普及を図る。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	高校教育課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
15	ネット被害未然防止研修会	児童生徒と日々接している養護教諭、学級担任等の教職員に対して、児童生徒の心の健康づくりや自死予防について研修を実施する。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	高校教育課		
16	命の大切さを学ぶ教室	犯罪被害者等が、犯罪行為によって受けた被害からの実態、犯罪被害者支援の必要性、命の大切さ等について理解を深めさせ、犯罪被害者等への配慮や協力を促すことにより、社会全体で支援するという気運の醸成に向け、取組を推進している。中学、高校生に対し、犯罪被害者等が、犯罪から受けた様々な「痛み」、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する等の思いを伝えることで、犯罪被害者等への配慮・協力への意識をかん養し、犯罪は許されないという規範意識の向上を図ることを目的とする。	教育機関と緊密に連携し、中学・高校生に対して犯罪被害者等の実情を伝えることにより、自他の命を大切にす意識の向上を推進する。	県警本部(警務課)		
17	みやぎの若者の職業的自立支援対策事業	国が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」が実施する支援メニューの一部を県から委託し、サポートステーション事業の充実を図るほか、宮城県若者自立支援ネットワーク会議を開催し、地域若者サポートステーションと関係機関の連携を図る。	「地域若者サポートステーション」において、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。	雇用対策課		
18	母子保健児童虐待予防事業 ①子ども総合センターによる研修 ②思春期健康教育支援事業	①市町村母子保健担当者等関係職員向けの児童虐待予防に係る研修会を子ども総合センターで実施する。妊産婦から思春期問題等母子保健事業に関わる専門職の研修を行い、支援技術向上を図る。 ②県内の高校生等を対象に、ピアカウンセリング手法を用いた健康教育を出前講座により実施する。性に関する正しい知識の普及を図り、望ましい意思決定や行動選択ができるようになる。	児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室	●	
19	子ども総合センターでの事例検討	児童精神科医、子ども総合クリニック班員、児童生徒の心のサポート班員とで事例を検討し、問題点を明らかにしながら、その改善に結び付ける。医療的な面から助言指導をいただくことで、事案の改善に結び付けるとともに、支援者の実践力を高める。	児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。	義務教育課		
20	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援及び居場所提供	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮家庭の子どもに対して、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図るための居場所の提供を行う。貧困の連鎖の防止を図る。	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。	社会福祉課		再掲
21	「宮城県子どもの貧困対策計画」による推進	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」として、平成28年3月に「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進する。計画では、教育の支援、生活の支援等の5つの施策に取組み、25の指標をもって実施状況・成果の確認を行う。更に、「ひとり親家庭や児童養護施設入所児童等に関する支援の創設・拡充」、「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討、「地域における実態把握と連携体制の整備の推進」を進める。	貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自死のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自死対策との連携を深める。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室		再掲
22	学校保健研修会の開催【学校・地域保健連携推進事業(学校保健課題解決)】	学校保健研修会を開催し、児童生徒のメンタルヘルスに関する課題、性的問題行動や薬物乱用、感染症など、様々な課題解決に向け、教職員の資質向上及び学校保健活動の充実を図る。	学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深める。	スポーツ健康課		
23	若年者自死対策研修会	若年者いわゆる思春期・青年期において精神的問題を抱えるもの、自傷行為を繰り返すものや虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱えるものについての支援等、地域の関係機関によるネットワークが形成されるよう、行政・関係機関等を対象に研修会の開催や、随時技術的助言及び技術指導を行なう。	関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。	精神保健福祉センター	●	
24	若年者検討部会	若年者に対する精神保健福祉施策について検討する「若年者対策検討部会」を開催する。	関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。	障害福祉課		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
25	自死予防教育について学校の年間計画に位置付けるよう促進する。見守りを強化し、相談窓口の周知を図る。	命の大切さについて考える教育として、道徳の授業やその他の教育活動を通じて、自らがかけがえない存在であることへの理解の促進や、困難な事態を乗り越えようとする力を身に付けさせるために、様々な機会を捉え、自死予防教育について学校の年間計画に位置付けて取り組むよう促している。 自死予防のためには、子供の小さなサインを見逃さないことが大切であることから、社会全体で児童生徒の見守りを強化していくとともに、安心して相談できる窓口の周知にも努めている。	社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進する。	義務教育課		
26	自死対策関係研修会の参加	・「いじめ防止支援プロジェクト」(いじめ問題に関して、従来から特色ある取組を行ってきた4つの国立大学[宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学]による協働参加型のプロジェクト)の研修を受講。 ・文部科学省主催の「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」において、自死予防についての講義を受講。	全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、また、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことを目指す。	義務教育課		
27	東北ブロック会議・自死対策会議への出席	自死予防に関する取組で活躍している大学教授、精神科医、カウンセラーを講師に招き、講演や演習を通じて自死予防に必要な基礎的、実践的な知識を深める。児童生徒の自死予防に関する対応を教育委員会職員及び教職員等の出席者が講義や演習を通じて基礎的、実践的知識を深め、各学校、地域における児童生徒の自死予防の取組を推進する。	社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進する。	高校教育課		
28	各役割に応じた研修	中堅教員研修、新任校長研修会等における内容の一部に、自死予防に繋がるテーマを組み込んでいる。	児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。	教職員課 (総合教育センター)		
29	精神保健研修会講師派遣	教育機関等関係機関における心の健康に関連する各種研修会等に対し、精神保健福祉に関する専門家を講師として派遣する等、教育庁関係部署と連携した取組を推進する。	医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自死対策教育を推進する。	障害福祉課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
◇基本的施策						
(1)地域課題に応じた実践的な取組への支援を強化する						
1	各地域における計画策定支援会	地域の実態把握を行い、自死対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。また、自死対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行う。	管内のエリアマネージャーとして、市区町村の地域自死対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。	精神保健福祉センター		
2	地域の実情に応じた技術的助言	自殺総合対策推進センター及び宮城県自死対策推進センターからの提供情報及び地域の実状を元に、市町村で実施する事業等に関して技術的助言を行う。また、地域自死対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行う。	管内の市区町村の地域自死対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。	保健所		
3	宮城県自死対策推進センター	自死対策に関する情報の収集、市町村計画策定支援、関係機関とのネットワーク強化、人材育成、自殺未遂者や自死遺族支援を行い、自死対策の推進を図る。	管内のエリアマネージャーとして、市区町村の地域自死対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。	障害福祉課、 精神保健福祉センター		
4	宮城県自死対策推進会議	医療、法律、労働、相談支援、当事者、市町村を含めた行政機関を招集することによる「宮城県自死対策推進会議」を開催し、自死の現状と関連事業実績を共有する。	地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。	障害福祉課	●	
5	宮城県自死対策庁内検討会議	(1) 自死対策に係る計画に関すること。 (2) 自死対策に係る施策の推進に関すること。 (3) 自死対策に係る情報交換及び連携に関すること。 (4) その他自死対策の推進に必要な事項に関すること について検討する。	各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。	障害福祉課	●	
6	市町村自死対策担当者会議	市町村担当者を招集し、自死対策の更なる推進を図る。	各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。	障害福祉課		
7	厚生労働省・自殺総合対策推進センターからの提供情報の伝達	国機関から提供される情報を市町村に伝達し、問合せ等に対応するとともに、連携強化を図る。	自殺実態プロフィールや地域自死対策の政策パッケージなど必要な情報の提供を推進する。	精神保健福祉センター		
8	厚生労働省・自殺総合対策推進センターからの提供情報の伝達	国機関から提供される情報を市町村に伝達し、問合せ等に対応するとともに、連携強化を図る。	自殺実態プロフィールや地域自死対策の政策パッケージなど必要な情報の提供を推進する。	障害福祉課		
9	自死対策関連補助金の活用による推進	自死対策関連補助金を活用し、関係する対策を行う民間団体等への支援を行う。	国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる。	障害福祉課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(2) 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す						
1	宮城県男女共同参画基本計画に基づく施策の推進	宮城県男女共同参画基本計画を策定し、これに基づく事業を実施することで、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、意識啓発及び相談体制の整備を進める。性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として、差別的な扱いをされる人々が、安心して暮らせる社会の実現を図る。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と緊密に連携し、施策を推進する。	共同参画社会推進課		
2	自死予防普及啓発パンフレット作成 他	自死予防に関して普及啓発を図るためにパンフレットを作成、配布する。	地方公共団体による自死対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等の作成・配布。	精神保健福祉センター	●	
3	各種広報媒体を活用した啓発普及 他	自殺予防週間及び強化月間に際し、啓発普及品を関係機関、市町村、県内精神科医療機関等に配布する。	自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進める。	障害福祉課	●	
4	自死対策ホームページの更新・地域自殺実態プロフィールの提供	自死対策に関する総合的かつタイムリーな情報を身近に提供するためのホームページを制作・更新する。 また、厚生労働省及び自殺総合対策推進センターから提供される統計資料等について、市町村に提供することで、市町村の自死対策推進を支援する。	自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージなど必要な情報の提供を推進する。	障害福祉課	●	
5	自死予防教育について学校の年間計画に位置付けるよう促進する。見守りを強化し、相談窓口の周知を図る。	命の大切さについて考える教育として、道徳の授業やその他の教育活動を通じて、自らがかけがえない存在であることへの理解の促進や、困難な事態を乗り越えようとする力を身に付けさせるために、様々な機会を捉え、自死予防教育について学校の年間計画に位置付けて取り組むよう促している。 自死予防のためには、子供の小さなサインを見逃さないことが大切であることから、社会全体で児童生徒の見守りを強化していくとともに、安心して相談できる窓口の周知にも努めている。	社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進する。	義務教育課		再掲
6	学校警察連絡協議会連絡会議	宮城県警と連携することで「学校警察連絡協議会連絡会議」を開催し、児童生徒の非行の現状やその対応等について、情報を共有する。	自死対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促す。	義務教育課		
7	PTA連合会と教育委員会との連携による対策の推進	「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」をPTA連合会と共催し、いじめ防止について連携して取り組む。児童生徒同士が、いじめ問題について主体的に考えることにより、いじめの未然防止に対する意識の醸成を図るとともに研修会を通して、保護者のSNSへの啓発を図る。	学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。	義務教育課		
8	長期休業期間中における見守りに係る通知の発出	長期休業中における見守りに係る通知の発出	長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、早期発見・見守り等の取組を推進する。	義務教育課		
9	特別活動に関する研修会等	特別活動(ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事)を通じて生徒一人一人の能力・適正等を生かす機会や場を設け、ボランティア活動や就業体験等さまざまな体験活動に取り組ませる。生徒自らが自己の活動や在り方生き方を考えられるようする。	体験活動等を活用し、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自死対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。	高校教育課		
10	長期休業期間中における見守りに係る通知の発出	5月の連休明け、夏休み明け、冬休み明け等長期休業明けに自死する児童生徒が多いことから、各学校への見守りを強化する文書を発出する。	長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、早期発見・見守り等の取組を推進する。	高校教育課		
11	地域人権啓発活動地方委託事業	子どもを取り巻く人々への学習機会の提供等の啓発活動とあわせて、子どもの人権に関する関心と理解を深めることを目的とし、本県人権に関する課題と対策の検討や人権教育指導者の養成及びセミナー等の成果を生かした啓発資料の作成と広報活動を行っている。	子どもたち一人ひとりが尊重されて生活することを目指して、普及啓発活動を実施する。	生涯学習課		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する						
1	労働実態調査の実施及び提供	県内全域の事業所規模10人以上の民間事業所を対象に、2,000事業所を無作為に抽出し、郵送により調査する。取りまとめ後、ホームページで公表する。 県内の民間事業所における賃金・労働時間・就業援助制度等、労働条件に関する基本的事項を調査し、事業所及び行政運営の基礎資料とする。	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等を推進する。	雇用対策課		再掲
2	いじめ認知件数の調査、アンケートの実施他	いじめの実態については、文部科学省で実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から、いじめの認知件数、解消率、態様等を把握している。また、毎月、市町村教育委員会を経由して、いじめの認知件数等の報告を受けており、今後の施策や取組に生かすようにしている(市町村教育委員会からの報告については非公開)。	全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことを目指す。	義務教育課		
3	いじめ認知件数の調査、組織・体勢整備の調査	いじめの実態調査については、文科省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から、認知件数、解消率、態様等を把握している。また、毎月、県立高等学校から、いじめの認知件数等の報告を受けており、今後の施策や取組に生かすようにしている。(学校からの報告については非公開)また、県独自でもいじめ問題の対応組織や体制整備についての調査を実施している。	全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。	高校教育課		
4	自殺統計原票による統計データの集計及び提供	自殺統計を適正に集計集約し、基礎資料とする。	警察が保有する自殺統計について地域自死対策の推進にいかせるようにするため情報を集約する。	県警本部 (生活安全企画課)		
5	災害公営住宅入居者健康調査事業	災害公営住宅入居者の健康状態を把握し、支援が必要な被災者(要フォロー者)を各種支援に結びつけるとともに、調査結果を施策展開の基礎資料とする。	東日本大震災における被災者の心の健康状態や自死の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。	健康推進課	●	再掲
6	消防年報の作成及び公表	県内の災害(火災含む)等の実態と消防防災体制などを毎年取りまとめており、火災による死者の原因として、自死による者の人数も集計している。	警察が保有する自殺統計について地域自死対策の推進にいかせるようにするため情報を集約する。	消防課		
7	自死対策ホームページの更新・地域自殺実態プロファイルの提供	自死対策に関する総合的かつタイムリーな情報を身近に提供するためのホームページを制作・更新する。 また、厚生労働省及び自殺総合対策推進センターから提供される統計資料等について、市町村に提供することで、市町村の自死対策推進を支援する。	自死対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。	精神保健福祉センター	●	
8	自死対策ホームページの更新・地域自殺実態プロファイルの提供	自死対策に関する総合的かつタイムリーな情報を身近に提供するためのホームページを制作・更新する。 また、厚生労働省及び自殺総合対策推進センターから提供される統計資料等について、市町村に提供することで、市町村の自死対策推進を支援する。	自殺実態プロファイルや地域自死対策の政策パッケージなど必要な情報の提供を推進する。	障害福祉課	●	再掲

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(4) 自死対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る						
1	災害時心のケアに関する研修	震災後、自殺、アルコール問題等の課題が顕在化していることから、市町村及び保健所等関係機関によるこころのケア活動の重要性が認識されており、支援者の専門性の向上を図る。	被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。	精神保健福祉センター	●	
2	自死対策における市町村や保健所等に対する人材養成	関係機関において、自死を考えているもの、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わるものなどに対して研修を実施する。また、思春期・青年期において精神的問題を抱えるもの、自傷行為を繰り返すものや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱えるものについての支援等、地域におけるネットワークが形成されるよう、行政・関係機関等を対象に研修会の開催や、技術的助言及び技術指導を行う。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施する。	精神保健福祉センター	●	
3	市町村や保健所等に対する人材養成(一般精神保健福祉における人材養成研修)	保健所、市町村、福祉事務所、障害福祉サービス事業所等の職員に専門的研修などの教育研修を行い人材確保を図る。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施する。	精神保健福祉センター	●	
4	関係機関へのスーパーバイズ	精神保健及び精神障害福祉に関する相談及び指導のうち複雑または困難なものについて、保健所、市町村及び福祉事務所、障害総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などに対し、技術的助言及び技術指導を行なう。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施する。	精神保健福祉センター	●	
5	自死予防研修	各圏域で支援にあたる従事者等に対し、研修会や講演会を実施することで、自死に関する知識を深めた人材を養成する。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施する。	保健所	●	
6	民生委員・児童委員を対象とした研修	住民の見守りなど実施する民生委員・児童委員に対して研修を実施し、自死のリスクの高い人の早期発見・早期対応を図る。	住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自死対策に関する施策についての研修を実施する。	社会福祉課	●	再掲
7	県及び市町村相談担当職員等の相談対応力の向上	研修会等により県及び市町村の消費生活相談員等の資質の向上を図り、相談及び苦情に適切かつ迅速に対応することにより、県民の消費生活の安定と向上を図る。	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等の相談員に対し、地域の自死対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	消費生活・文化課		再掲
8	介護支援専門員等に対する研修	・高齢者や介護者等の自死防止・うつ予防を図るため、介護支援専門員等に対して、心の健康づくりや自死予防について研修を実施する。 ・介護予防事業を通じた地域住民の見守り、支え合い体制づくりを推進する。	介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自死対策に関する知識の普及を図る。	長寿社会政策課	●	再掲
9	人権教育指導者研修会	性的マイノリティの現状と配慮の具体的内容等について理解を深め、児童生徒に対する性同一性障害や性的指向・性自認への理解や受容、思いやり等を育てる指導の在り方について話し合う。人権尊重の精神を基盤として、様々な偏見や差別をなくし、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成することを目指し、学校の中の性的マイノリティの現状と配慮の具体的内容等について理解を深める。	性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。	義務教育課		再掲
10	指導教養の推進及び現場での適切な対応の促進	遺族等に対応する警察職員の資質の向上を図るため、各種機会を通じた指導教養を推進するとともに、現場において必要に応じて遺族等に対しリーフレットを手交して説明を行うなど、遺族等の感情に配慮した適切な対応を図る。	警察官で自死に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。	県警本部 (捜査第一課)		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
11	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	自死の危険性の高い人の早期発見と早期対応を図るため、最初に診療することの多い内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病等に関する専門的な研修を実施する。	かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自死リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自死対策や相談機関等の知識の普及を図る。	障害福祉課	●	再掲
12	自死対策関係研修会の参加	・「いじめ防止支援プロジェクト」(いじめ問題に関して、従来から特色ある取組を行ってきた4つの国立大学[宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学]による協働参加型のプロジェクト)の研修を受講。 ・文部科学省主催の「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」において、自死予防についての講義を受講。	全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、また、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことを目指す。	義務教育課		再掲
13	スクールカウンセラー配置(全県立高校)、スクールカウンセラー活用事業連絡会議	学校不適応児童生徒と保護者に対する教育相談等を実施します。また、スクールカウンセラー活用事業に係る連絡会議において自死予防について講演を聞いたり、学校間の情報交換を行なう。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常動化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	高校教育課	●	
14	学校保健研修会の開催【学校・地域保健連携推進事業(学校保健課題解決)】	学校保健研修会を開催し、児童生徒のメンタルヘルスに関する課題、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、様々な課題解決に向け、教職員の資質向上及び学校保健活動の充実を図る。	学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深める。	スポーツ健康課		再掲
15	「労働相談Q&A」作成及び運用	本庁及び地方の労働相談担当職員の手引きとするため、よく寄せられる相談をまとめたマニュアル(「労働相談Q&A」)を作成する。労働相談に適切に対処できるようにするため、また、新しく相談業務に携わる職員にも、参考になるように作成した。	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等を推進する。	宮城県労働委員会事務局		再掲
16	精神保健研修会講師派遣	教育機関等関係機関における心の健康に関連する各種研修会等に対し、精神保健福祉に関する専門家を講師として派遣する等、教育庁関係部署と連携した取組を推進する。	医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自死対策教育を推進する。	障害福祉課	●	再掲
17	東北ブロック会議・自死対策会議への出席	自死予防に関する取組で活躍している大学教授、精神科医、カウンセラーを講師に招き、講演や演習を通じて自死予防に必要な基礎的、実践的な知識を深める。児童生徒の自死予防に関する対応を教育委員会職員及び教職員等の出席者が講義や演習を通じて基礎的、実践的知識を深め、各学校、地域における児童生徒の自死予防の取組を推進する。	社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進する。	高校教育課		再掲
18	各役職に応じた研修	中堅教員研修、新任校長研修会等における内容の一部に、自死予防に繋がるテーマを組み込んでいる。	児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。	教職員課 (総合教育センター)		再掲
19	人材養成研修・講演会	保健所、市町村、福祉事務所、障害総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などに、専門的研修などの教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施することを支援する。	精神保健福祉センター	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
(5)心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する						
1	精神保健福祉等相談事業	・地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止を図るため、各保健所において精神保健福祉相談(所内相談、巡回相談、在宅精神障害者の訪問指導等)や普及啓発活動、集団支援、患者及び家族に対して個別の相談指導を行う。 ・心の健康に関する正しい知識の普及・啓発により早期相談・早期受診を促進し、うつ病等の精神疾患の悪化予防を図る。	精神保健福祉センター、保健所等における相談対応機能を向上させるとともに、地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。	保健所、 精神保健福祉センター	●	再掲
2	心の健康電話事業	環境の変化や複雑化などに伴いストレスなどによるうつ病等の精神疾患が増大しているため、県民の精神的健康の保持増進に努めるため相談窓口を設置する。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	精神保健福祉センター	●	再掲
3	自死予防専門相談	「自死対策連携推進員」を配置し、電話及び面接により専門相談を実施する。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	精神保健福祉センター		
4	ひきこもり専門相談	ひきこもり状態にある者の自立等を図るため、ひきこもり地域支援センター及び保健福祉事務所に於いて、市町村、関係者、短台と連携し、本人や園家族に対して相談支援を行うとともに、関係職員の資質向上や地域住民などへの理解を深め地域体制を構築する。	精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を行う。	保健福祉事務所(保健所)、 精神保健福祉センター		再掲
5	みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する相談(配偶者やパートナーとの関係や職場等における様々なハラスメントなどの悩み)について、電話及び面接相談により適切な助言等を行うもの。複雑化・多様化する男女共同参画に関する諸問題について、誰でも安心して相談できる総合的な相談窓口を設置することにより、悩みを抱える相談者の支援を図る。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と連携し、施策を推進する。	共同参画社会推進課		再掲
6	みやぎ男女共同参画相談室(LGBT(性的マイノリティ)相談)	性別や性自認、性的指向のことなど、LGBT(性的マイノリティ)の方やその家族など周囲の方の悩みに関する相談を受ける。性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として、差別的な扱いをされる人々が、安心して暮らせる社会の実現を図る。	性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談窓口を設置し、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。	共同参画社会推進課		再掲
7	いじめや不登校等の24時間緊急電話相談	児童生徒のいじめや不登校等の相談を受ける24時間子供SOSダイヤル(文部科学省事業)にあった相談のうち、私立学校に関する相談で緊急を要するものについて、24時間連絡を受けられる体制を整備する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	私学・公益法人課	●	再掲
8	24時間いじめ相談ダイヤル	学校不適応児童生徒と保護者に対する相談や、いじめ問題等に対する24時間電話相談を実施する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	高校教育課	●	再掲
9	いじめ110番電話相談の実施	いじめに遭いながら、学校に相談ができずにいる児童生徒や保護者を対象として、警察本部生活安全部少年課内に設置した相談電話により、相談を受け付けている。継続対応が必要な事案については、相談者の意向を汲んだ上で、関係警察署に事案を引き継いで対応を図っているほか、内容に応じて他機関を紹介するなどの対応をしている。	いじめなどの問題に関する電話相談体制を推進する。	県警本部(少年課)		再掲
10	公立小・中学校へのスクールカウンセラー派遣	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への支援、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関等関係機関・団体等との連絡調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行い、児童生徒の心のケアを行なう。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常動化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	義務教育課	●	再掲
11	登校支援ネットワーク連絡会議開催 他	不登校児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた多様な支援を行なう。	不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を関係機関等と連携しながら推進するとともに、相談体制の充実を図る。	義務教育課		再掲

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
12	不登校・発達支援相談室の設置及び教育相談	学校不適応児童生徒と保護者に対する教育相談や、いじめ問題に対する24時間電話相談を実施する。	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談。	高校教育課	●	再掲
13	カウンセリング担当教職員を配置する私立学校への経費の補助	生徒指導に関連して、臨床心理士の資格を有する者又は国若しくは地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等で、専ら生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立の小学校、中学校又は高等学校に対し、その経費の一部を補助する。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。	私学・公益法人課	●	再掲
14	メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックを年度内に2回実施します。また、メンタルヘルスセミナーを開催し、理解促進を図る。併せて、精神健康管理医や職員健康相談室職員によるメンタル相談を実施する。	ストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。	職員厚生課	●	再掲
15	過重労働対策事業	80時間以上の時間外勤務者に対して産業医の保健指導を実施し、その所属長に対して、産業医の助言指導を行なう。	過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。	職員厚生課	●	
16	教職員のストレスチェック	ストレスチェックを同一年度内に2回実施する。管理職を対象としたストレスチェック活用研修会を開催する。	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進してメンタル不調を予防する。	福利課	●	
17	医師による面接指導 他	医師による面接指導の実施や管理職対象過重労働対策セミナーにより、過重労働対策を実行する。	過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。	福利課	●	
18	教職員のメンタルヘルス対策	セルフケア、ラインケアにつなげるため管理職や一般教職員にメンタルヘルス研修会を行う。毎月定期的に相談日を設け、教職員のこころのケアのための個別相談を実施するメンタルヘルスのサポートを行う。	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進してメンタル不調を予防する。	福利課	●	再掲
19	メンタルヘルスセミナー・メンタルサポート	管理監督者向け、一般職員向けにメンタルヘルスセミナーを開催する。	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図る。	地方共済組合宮城県支部	●	
20	メタボリックシンドローム対策戦略事業	働き盛り世代を主な対象とし、心の健康も含めた健康づくりを推進するため、各圏域で市町村、教育機関、医療保険者、職域、関係団体等との連携による地域課題の共有や、取組の実施方法や評価方法の検討を行う企画・評価会議を設置し、取り組みの推進を図る。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、健康経営の普及促進等を実施する。	健康推進課	●	再掲
21	被災した県立都市公園の整備	東日本大震災により被災した県立都市公園について、既存部分の災害復旧事業と併せて津波時の一次避難場所の確保を目的とした防災公園及び避難路の整備を行なう。	心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。	都市計画課		
22	みやぎの農福連携推進モデル事業	農業従事者の高齢化や担い手不足という農業分野の課題と、障がい者の就労機会の拡大や経済的自立などの福祉分野の課題を解決のため、本県における農福連携の現状・課題等を踏まえて、普及・啓発活動と合わせて、モデル的に農福マッチング支援及び体制整備支援を行なう。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と連携し、施策を推進する。	農業振興課、 障害福祉課		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
23	一般精神保健福祉における人材養成研修	保健所、市町村、福祉事務所、障害福祉サービス事業所等の職員に専門的研修などの教育研修を行い人材確保を図る。	保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自死対策についての資質向上のための研修を実施する。	精神保健福祉センター	●	
24	関係機関へのスーパーバイズ	精神保健及び精神障害福祉に関する相談及び指導のうち複雑または困難なものについて、保健所、市町村及び福祉事務所、障害総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などに対し、技術的助言及び技術指導を行なう。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	精神保健福祉センター	●	
(6)適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする						
1	みやぎ21健康プラン推進事業	地域における心の健康の保持・増進のため、市町村や職域と連携を図る。ストレスへの対処方法等も含めた内容の出前講座等の保健所での実施や、広報紙、インターネット、マスメディアによる情報発信など健康づくり施策を推進する。	ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を進める。	健康推進課	●	再掲
2	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修	自死の危険性の高い人の早期発見と早期対応を図るため、最初に診療することの多い内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病等に関する専門的な研修を実施する。	かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自死リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自死対策や相談機関等の知識の普及を図る。	障害福祉課	●	再掲
3	周産期医療施設における妊産婦のメンタルヘルスケア	周産期母子医療センターへの臨床心理技術者の配置や精神科医療との連携を図り妊娠期からのメンタルヘルスケアを行い産後うつを予防する。妊産婦が妊娠・出産・育児に対する不安を相談できる体制をつくり、妊産婦の自死及び子どもへの虐待防止を図る。	産後うつを予防する観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。	医療政策課		再掲
4	乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業	①生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行なう。 ②子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対する子育て経験者等による育児・家事の援助	「乳児家庭全戸訪問事業」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつを予防する観点から、産後うつを把握した場合には、適切な支援に結びつける。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室		再掲
5	地域統括がん相談事業	地域統括相談支援センターを公益財団法人宮城県対がん協会内に設置し、電話、面接、FAX、メールによる療養、日常生活上の悩みや不安等の様々な分野に関する相談業務を行なう。また、患者会支援、ピアサポート育成、患者会等への支援を行うとともに、患者同士が支援しあえる「ピア・サポーター」の育成等、がん患者に対する支援機能の充実を図る。	がん患者について、必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。	健康推進課		再掲
6	がん診療機能強化事業	1 がん診療連携拠点病院機能強化事業 がん診療連携拠点病院の機能強化を図る。 2 がん診療機能促進事業 がん診療機能の充実を図るため、各地域のがん診療の中核的病院に対し、相談支援機能等の充実を支援する。	がん患者について、必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。	健康推進課		再掲
7	がん教育事業	1 児童・生徒に対する出前授業 小中学校向けに児童・生徒を対象に、がんに関する正しい知識やがん予防についての普及啓発を行うための出前授業を実施。 2 若年女性に対する普及啓発 女性の健康課題やがんに関する正しい知識とこれらの予防、がん検診の重要性等に関する知識の普及啓発を図るため、県内の大学や専門学校等において、女子学生等を対象とした講演会等を実施。	児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自死対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。	健康推進課		再掲
8	難病相談支援センター事業	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として「宮城県難病相談支援センター」を設置し、相談支援、講演・研修会の開催、患者・家族等交流支援、情報提供等を実施する。	原因が不明で治療方法の確立していない、いわゆる「難病」に悩む患者、家族に対する相談窓口を設置し、適切な支援に結びつける。	疾病・感染症対策室		再掲
9	妊娠・出産包括支援推進事業	妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの市町村設置を支援する。併せて、産前産後サポート事業や産後ケア事業の取組を促進するため、母子保健及び子育て支援担当者の研修を行うことで、特定妊婦や産後うつ等の要支援妊産婦を早期に把握し、支援する。	産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
10	女性の健康対策推進事業	思春期から更年期に至る女性を対象に、女性医師による女性の健康増進に関する相談等を行うとともに、女性自身が健康状態を自己管理できるよう、健康の保持増進に関する講座を実施する。	困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。	健康推進課		
11	アルコール等依存症対策を行う団体への支援	地域生活支援事業を活用した「宮城県依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業費補助金」により、アルコール・薬物等の依存症問題に取り組む民間団体等の活動を補助する。	うつ病以外の自死の危険因子であるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、関連法令に基づく取組も踏まえ、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、関係機関のネットワークの構築等を行う。	障害福祉課		再掲
(7) 社会全体の自死のリスクを低下させる						
1	多重債務問題対策会議	多重債務問題への的確かつ効果的な対応を行うため、行政や関係機関、団体による「宮城県多重債務問題対策会議」を開催し、関係機関と連携して多重債務で破綻した県民の生活再建支援策を検討する。 (関係機関・団体等との連携体制の確保)	弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家等について、地域の自死対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行う。	消費生活・文化課	●	再掲
2	多重債務問題連絡会議	庁内の関係各課による多重債務問題連絡会議を開催し、多重債務対策を推進する。(庁内における推進体制)	弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家等について、地域の自死対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行う。	消費生活・文化課	●	
3	多重債務相談マニュアルの逐次改訂	消費生活相談員の資質向上や多重債務相談マニュアルの逐次改訂により、相談対応を改善し、多重債務相談機能の充実強化を図る。	「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実を図る。	消費生活・文化課	●	
4	多重債務無料相談会の開催・障害福祉課との連携によるこころの健康相談	多重債務問題の解決に向け、住民に身近な地方自治体において債務整理や生活再建を支援するため、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、経済的理由を原因とした自死が多数あることなどから、必要に応じて心の健康相談も実施する。	弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家等について、地域の自死対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行う。	障害福祉課、 消費生活・文化課	●	
5	インターネット安全安心利用推進フォーラムの開催、リーフレットの配布	スマートフォン等の普及に伴い、青少年がネットトラブルに巻き込まれる危険性が増大していることから、インターネットの安全利用について啓発を図るため、フォーラムの開催、啓発用リーフレットの配布等を行なう。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	共同参画社会推進課		
6	みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する相談(配偶者やパートナーとの関係や職場等における様々なハラスメントなどの悩み)について、電話及び面接相談により適切な助言等を行うもの。複雑化・多様化する男女共同参画に関する諸問題について、誰でも安心して相談できる総合的な相談窓口を設置することにより、悩みを抱える相談者の支援を図る。	保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策と連携し、施策を推進する。	共同参画社会推進課		再掲
7	みやぎ男女共同参画相談室(LGBT(性的マイノリティ)相談)	性別や性自認、性的指向のことなど、LGBT(性的マイノリティ)の方やその家族など周囲の方の悩みに関する相談を受ける。性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として、差別的な扱いをされる人々が、安心して暮らせる社会の実現を図る。	性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談窓口を設置し、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。	共同参画社会推進課		再掲
8	「性暴力被害相談支援センター宮城」運営事業	性暴力の被害を受けた方やその家族に対し、専門的な研修を受けた相談員・支援員が、要望に応じた支援のコーディネートを行なうため、性暴力相談支援センター宮城を設置・運営する。羞恥心や加害者からの報復を恐れる等の理由から警察への被害届出を行わない、潜在的な被害者の方に対しワンストップによる支援を行なう。	性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。	共同参画社会推進課		再掲
9	貸金業者への立入検査による業務運営の指導 他	貸金業法に基づき、貸金業を営む者に対して適正な業務運営を指導する。業務運営指導を通して、資金需要者の利益保護を図る。	違法な貸付や取立等が行われることのないよう、定期的に貸金業者の営業所等に立ち入り、業務運営の検査を行う。	商工金融課	●	

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
10	小規模事業経営支援事業(商工会・商工会議所等による経営支援推進のための支援)	県内の商工会、商工会議所及び商工会連合会の経営指導員等の設置に要する経費及び小規模事業者等の経営の改善発達を支援する事業等への補助を行う。商工会等に対し補助を行い、小規模事業者等への支援体制を整備・強化することにより、小規模事業者等の振興と安定を図る。	商工会・商工会議所等との連携及び中小企業等への支援を引き続き推進することで、小規模事業者等の振興・安定を図る。	商工金融課		
11	中小企業金融対策事業	中小企業融資制度を充実させ、中小企業経営の安定化や成長・発展を支援する。信用補完制度を活用した県制度融資により、信用力の弱い中小企業者の資金調達への円滑化を図り、経営基盤の安定・強化及び事業再生等を支援する。	信用力の弱い中小企業者の資金調達を円滑化し、経営基盤の安定・強化及び事業再生等を図る経営者を支援する。	商工金融課	●	
12	中小企業者等からの相談、創業・経営革新、取引支援等の総合的な支援	(公財)みやぎ産業振興機構に相談員を配置し、中小企業者等の経営上の問題に関する相談に応じるほか、民間の専門家の派遣や受発注情報の収集・提供等により、中小企業等の創業・経営革新、取引支援及び販路拡大等について総合的な支援を行なう。	財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。	中小企業支援室		
13	関係会議の開催、市町村の取組支援	地域において課題を抱える人を支援するために、支援の基盤となる地域づくりを我が事として実践し、課題を丸ごと受け止める包括的な支援体制の整備を図る「地域共生社会」の実現を図るために、宮城県地域福祉支援計画(第3期)に基づき地域福祉の推進のための取組を実施する。	「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向け、複合的な課題を抱える人などを早期に発見し、確実に支援するため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。	社会福祉課		
14	自立相談支援事業(自立相談支援センターの運営等)	生活困窮者自立支援法に基づき、県内3箇所の自立相談支援センターを設置し、本人の状態に応じた支援プランを作成の上、伴走型の支援を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行う。	社会福祉課		再掲
15	危険ドラッグ対策事業	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づき国が指定した「指定薬物」に加え、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」(宮城県条例第69号)に基づき「知事指定薬物」を指定することにより、危険ドラッグの本県への流入を遮断し、県内から危険ドラッグに起因する健康被害をなくす。	危険な薬品・薬物の乱用を防止するため、広報・啓発を推進する。	業務課		
16	薬品等の販売業者への監視指導、薬物乱用防止啓発活動	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)及び「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)に基づき許可、登録、監視指導、研修会等を行う。また、宮城県薬物乱用対策推進計画(第4期、平成29年3月改訂)に基づき、宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動を行なう。	危険な薬品・薬物の乱用を防止するため、広報・啓発を推進する。	業務課		
17	介護家族の身体的精神的負担の軽減に資する取組の推進	認知症高齢者等を介護している家族や支援者等からの様々な相談に応じ、適確な助言を行い、介護家族の身体的精神的負担の軽減に向けた取り組みを推進する。	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員確保や資質の向上など必要な支援の実施に努める。	長寿社会政策課	●	再掲
18	周産期医療施設における妊産婦のメンタルヘルスケア	周産期母子医療センターへの臨床心理技術者の配置や精神科医療との連携を固め、妊娠からのメンタルヘルスケアを行い産後うつを予防する。妊産婦が妊娠・出産・育児に対する不安を相談できる体制をつくり、妊産婦の自死及びひこどもへの虐待防止を図る。	産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。	医療政策課		再掲
19	母子家庭等就業・自立支援センター事業／母子父子家庭等電話相談事業	ひとり親家庭の親及び寡婦の自立を促進するため、就業相談や就業情報の提供及び就業支援講習会等により一貫したサービスを実施するもの。利用しやすい日曜日等の電話相談事業。	地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口にて子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室		再掲
20	女性相談員設置事業／女性相談員技術研修会	①女性相談センター及び保健福祉事務所等におけるDVほか女性を取り巻く様々な問題に係る面接・電話相談。(夜間・休日DV電話相談事業については民間委託) ②女性の支援に携わる相談員等のスキルアップを図るための研修の実施	困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。	子ども・家庭支援課、子育て社会推進室(女性相談センター)		再掲

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
21	妊娠・出産包括支援推進事業	妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの市町村設置を支援する。併せて、産前産後サポート事業や産後ケア事業の取組を促進するため、母子保健及び子育て支援担当者の研修を行うことで、特定妊婦や産後うつ等の要支援妊産婦を早期に把握し、支援する。	産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室		再掲
22	母子保健児童虐待予防事業 ①子ども総合センターによる研修 ②思春期健康教育支援事業	①市町村母子保健担当者等関係職員向けの児童虐待予防に係る研修会を子ども総合センターで実施する。妊産婦から思春期問題等母子保健事業に関わる専門職の研修を行い、支援技術向上を図る。 ②県内の高校生等を対象に、ピアカウンセリング手法を用いた健康教育を出前講座により実施する。性に関する正しい知識の普及を図り、望ましい意思決定や行動選択ができるようになる。	児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室	●	再掲
23	スマートみやぎプロジェクト	メタボリックシンドローム該当者・予備群が8年連続で全国ワースト3位以内にあるなどの本県の健康課題改善のため、スマートみやぎ健民会議を核とした県民運動による健康づくりの機運醸成を図る。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業界・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。	健康推進課	●	再掲
24	働く人の健康づくり推進プラス事業	みやぎのスマートアクション「あと、1日、15分(1,500歩)歩こう」「減塩!あと3g」を具現化するため、働き盛り世代(青・壮年期)を中心的なターゲットに各種事業を実施する。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業界・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。	健康推進課	●	再掲
25	宮城県ひきこもり地域支援センター	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族などを支援することにより、本人の自立を推進し、本人及び家族などの福祉の向上及び居場所支援の充実を図る。今後は生活困窮者自立相談支援センターとの連携の強化を図る。	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を推進する。	精神保健福祉センター	●	再掲
26	ひきこもり専門相談	ひきこもり状態にある者の自立等を図るため、ひきこもり地域支援センター及び保健福祉事務所において、市町村、関係者、短台と連携し、本人や家族に対して相談支援を行うとともに、関係職員の資質向上や地域住民などへの理解を深め地域体制を構築する。	精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を行う。	保健福祉事務所(保健所)、 精神保健福祉センター		再掲
27	夜間等こころの相談窓口の運営	精神障害者の精神状態の悪化等を未然に防止するため、専ら医療の必要性がない精神障害者及び家族等からを対象に、休日及び夜間における電話相談窓口を開設する。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	障害福祉課		
28	自死対策関連補助金の活用による推進	自死対策関連補助金を活用し、関係する対策を行う民間団体等への支援を行う。	国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる。	障害福祉課	●	再掲
29	ネット被害未然防止対策啓発カード配布、ネットバトロール(県警との連携)	ネット被害未然防止対策啓発カードの配布をとおして、自死の現状や自死予防等に関する知識の普及を図る。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	高校教育課	●	再掲
30	ネット被害未然防止研修会	児童生徒と日々接している養護教諭、学級担任等の教職員に対して、児童生徒の心の健康づくりや自死予防について研修を実施する。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	高校教育課		再掲
31	サイト管理者への削除依頼及びプロバイダ等との協力を含めた対策の強化	自死を誘引したり、自死の手段を教示するような内容を掲載しているインターネットサイトについて、サイト管理者への削除依頼を行い、対応されない場合には、プロバイダに対し、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)による削除依頼を行う。	インターネットにおける自死に関する書き込み等への対処について、サイト管理者やプロバイダとの連携強化を図る。	県警本部 (サイバー犯罪対策課)		

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
32	プロバイダとの協力を含めたサイバー空間における自死予告事案への対応等	サイバー空間における自死予告事案等へ迅速的確に対応することにより、自死を未然に防止する。	インターネットにおける自死に関する書き込み等への対処について、サイト管理者やプロバイダとの連携強化を図り、安否を確認することで自死を未然に防止する。	県警本部 (生活安全企画課)		
33	行方不明者発見活動による自死の未然防止	各種警察活動を通じて、自死のおそれのある行方不明者の発見活動を行ない、自死の未然防止を行なう。	自死するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。	県警本部 (県民安全対策課)		
34	薬物乱用防止教室等による広報活動の推進	違法薬物の所持・使用等の薬物乱用防止のため、各種会議や学校での授業等の機会を利用した講話、薬物乱用防止キャンペーン等を通じて、薬物乱用防止広報活動を実施する。	危険な薬品・薬物の乱用を防止するため、広報・啓発を推進する。	県警本部 (少年課・銃器薬物対策課)		
35	性犯罪被害者への対応に関する研修、事情聴取能力等の向上	被害者支援への意識向上の啓発と専門的知識の習得に向けた研修会を開催し、性犯罪被害者の心情に配慮した事情聴取能力等の向上を図る。	性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害支援団体等関係機関と連携を強めるとともに、被害者支援への専門的知識の習得と被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。	県警本部 (捜査第一課)		再掲
(8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ						
1	救急医療機関等関係機関との連携	保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた自死対策の推進を図ります。	自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。	精神保健福祉センター		
2	精神科救急医療体制の整備	病院輪番制等により、精神疾患の急激な発生や精神症状の悪化等による緊急な医療を必要とする精神障害者等のために、精神科救急医療体制を整備する。	精神科救急医療体制の充実を図る。	障害福祉課		
3	心の健康電話事業	環境の変化や複雑化などに伴いストレスなどによるうつ病等の精神疾患が増大しているため、県民の精神的健康の保持増進に努めるため相談窓口を設置する。	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させる。	精神保健福祉センター	●	再掲
4	精神保健福祉等相談事業	・地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止を図るため、各保健所において精神保健福祉相談(所内相談、巡回相談、在宅精神障害者の訪問指導等)や普及啓発活動、集団支援、患者及び家族に対して個別の相談指導を行う。 ・心の健康に関する正しい知識の普及・啓発により早期相談・早期受診を促進し、うつ病等の精神疾患の悪化予防を図る。	精神保健福祉センター、保健所等における相談対応機能を向上させるとともに、地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。	保健所、 精神保健福祉センター	●	再掲
(9) 遺された人への支援を充実させる						
1	遺族支援団体への支援等	遺族が抱える様々な問題への相談対応及び遺族の孤立を防ぐための支援を実施する。また、遺族が抱える問題について理解し、遺族の心理的・社会的な回復を手助けするための相談支援従事者を対象とした研修を実施する。	精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。	精神保健福祉センター	●	
2	指導教養の推進及び現場での適切な対応の促進	遺族等に対応する警察職員の資質の向上を図るため、各種機会を通じた指導教養を推進するとともに、現場において必要に応じて遺族等に対しリーフレットを手交して説明を行うなど、遺族等の感情に配慮した適切な対応を図る。	警察官で自死に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。	県警本部(捜査第一課)		再掲
3	震災遺児家庭等支援事業	震災遺児家庭が子育て等に関する悩みや不安について意見交換を行い、相談し合う場を設けることによって、震災遺児家庭の生活意欲等の向上を図る。また、アンケート調査を実施し、震災遺児家庭の支援ニーズの調査を行なう。	地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、遺児等に関する相談体制を充実する。	子ども・家庭支援課、 子育て社会推進室		再掲

参考 『宮城県自死対策計画』関連事業一覧

項目 毎No.	①取組名	②取組概要	③自死対策としての視点	④担当課	⑤ 前計画 記載 有無	⑥再掲
4	自死対策関連補助金の活用による推進	自死対策関連補助金を活用し、関係する対策を行う民間団体等への支援を行なう。	国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる。	障害福祉課	●	再掲
(10)民間団体との連携を強化する						
1	宮城県自死対策推進会議	医療、法律、労働、相談支援、当事者、市町村を含めた行政機関を招集することによる「宮城県自死対策推進会議」を開催し、自死の現状と関連事業実績を共有する。	地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。	障害福祉課	●	再掲
2	メタボリックシンドローム対策戦略事業	働き盛り世代を主な対象とし、心の健康も含めた健康づくりを推進するため、各圏域で市町村、教育機関、医療保険者、職域、関係団体等との連携による地域課題の共有や、取組の実施方法や評価方法の検討を行う企画・評価会議を設置し、取り組みの推進を図る。	「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、健康経営の普及促進等を実施する。	健康推進課	●	再掲
3	自死対策関連補助金の活用による推進	自死対策関連補助金を活用し、関係する対策を行う民間団体等への支援を行なう。	国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる。	障害福祉課	●	再掲